

「第46回消防救助技術関東地区指導会」記念品製作・販売等業務

公募型プロポーザル実施要領

平成29年1月4日

山梨県消防長会 消防救助技術関東地区指導会実行委員会

## 1 趣旨

平成29年度に山梨県（陸上の部）及び静岡県（水上の部）において開催される第46回消防救助技術関東地区指導会（以下「関東地区指導会」という。）は、関東地区各都県消防本部の消防職員が平素鍛えた消防救助技術の成果を披露するとともに、各都県相互間の防災連帯意識の高揚を図り、併せて第46回全国消防救助技術大会への出場者の選考を兼ねるものである。

関東地区指導会の開催にあたり、公認ロゴマークを作成するとともに、記念品等の製作、販売等を行い、県内外に効果的に情報発信していくため、豊富な経験と専門知識を有する事業者から企画提案を募集し、一定の基準で評価・選定する「公募型プロポーザル」を実施する。

## 2 業務の概要

### (1) 業務名

「第46回消防救助技術関東地区指導会」記念品製作・販売等業務

### (2) 業務内容

「第46回消防救助技術関東地区指導会」記念品製作・販売等業務仕様書のとおり

### (3) 納入場所

山梨県消防長会 消防救助技術関東地区指導会実行委員会事務局  
(甲府地区広域行政事務組合消防本部 総務課内)

### (4) 履行期間

契約締結の日から平成29年9月30日までとする。

## 3 参加資格要件

本手続に参加できる者は、次に掲げる要件を全て満たしている者とする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定のいずれにも該当していない者であること。
- (2) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更正手続等又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続等開始の申立てがなされている者でないこと。
- (3) 告示日以降に、国及び地方公共団体から指名停止措置を受けていないこと。
- (4) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は法人であってその役員が暴力団員でないこと。
- (5) 平成24年度以降に、全国消防救助技術大会、消防救助技術地区指導会、消防団操法大会など、消防に関連する事業における記念品等の製作、販売の業務実績があること。

#### 4 参加申込書の提出

プロポーザル参加を希望する場合は、次のとおり参加申込書を提出すること。

##### (1) 提出書類

参加申込書（様式1）及び業務実績書（様式2）

##### (2) 提出先

山梨県消防長会 消防救助技術関東地区指導会実行委員会事務局

（甲府地区広域行政事務組合消防本部 総務課内）

〒400-0856 山梨県甲府市伊勢三丁目8番23号

TEL : 055-222-1209（直通）

FAX : 055-222-7583

メールアドレス : yama-kanto@kfd.or.jp

##### (3) 提出期限

平成29年1月16日（月）17時00分まで（必着）

##### (4) 提出方法

持参または郵送で提出すること。

なお、持参の場合は、平日の9時00分から17時00分までとし、郵送の場合は、電話で書類到着の確認をすること。

#### 5 企画提案書の提出

次のとおり企画提案書を提出すること。

##### (1) 提出書類

ア 企画提案書（様式3）を表紙とすること。

イ 企画提案は、任意様式により作成するものとする。

ウ 用紙は原則A4版、縦置き、横書き、文字サイズ10ポイント以上とする。

エ 仕様書の業務内容等に掲げる事項全てについて、具体的な提案を行うこと。

##### オ 留意事項

(ア) 企画提案は、考え方を文章で簡潔に記載すること。

(イ) 文章を補完するためのイメージ図及び画像、イラスト等の使用は可能とする。

(ウ) 関東地区指導会公認ロゴマークはカラーで3案以内とする。なお、採用後に若干の加筆及び修正を行う場合がある。

(エ) 関東地区指導会公認ロゴマークの提案は独自に作成したもので、未発表のオリジナルに限る。

(ホ) 企画提案書についてのヒアリング及びプレゼンテーションは行わないものとする。

(2) 提出先

4の(2)と同じ

(3) 提出期限

平成29年1月31日(火) 17時00分まで(必着)

(4) 提出方法

4の(4)と同じ

(5) 提出部数

11部

## 6 質問書の提出及び回答

当該業務の公募に関して質問がある場合は、次のとおり質問書を提出すること。

(1) 提出書類

質問書(様式4)

(2) 提出先

4の(2)と同じ

(3) 提出期限

平成29年1月20日(金) 17時00分まで(必着)

(4) 提出方法

FAXまたは電子メールで提出し、電話で着信確認をすること。

(5) 回答

平成29年1月24日(火)までにFAXまたは電子メールで回答する。

公平性を保つため、質問の内容及び回答については、実行委員会より「参加申込書」提出者、全者にメール送信するものとする。

なお、質問のあった事業者名は公表しない。

## 7 企画提案書の審査

(1) 審査方法

平成29年2月上旬(予定)に実行委員会が開会する審査会(以下「審査会」という。)において、別添「評価基準採点表」の評価項目及び評価観点により評価・審査を行い、総合的に判断し、最も優秀であると認められた1者を選定する。

なお、参加申込者が1者の場合であっても審査を実施し、その提案内容が優秀であると

認められた場合は、その事業者を選定する。

(2) 審査結果

審査を受けた各事業者に対し、実行委員会から文書により審査結果を通知する。

(3) その他

ア 審査は非公開とする。

イ 審査経過については公表せず、審査結果についての異議は一切受け付けない。

8 契約

(1) 受託者は、実行委員会と随意契約を締結し、契約内容に基づいて受託業務を実施する。

(2) 受託者は、業務の全部を第三者に委託することはできない。

9 参加申込者の失格

参加申込者が次のいずれかに該当する場合は、失格とする。

(1) 本要領「3 参加資格要件」を満たさなくなった場合

(2) 提出書類等に虚偽の記載があった場合

(3) 審査の公平性を害する行為や一連の公募手続きを通じて著しく信義に反する行為があり、審査会が失格と認めた場合

(4) 参加申込者が、契約を履行することが困難と認められる状態に至った場合

10 プロポーザルの中止

やむを得ない理由等により、実行委員会がプロポーザルを実施することができないと判断したときは、本プロポーザルを中止する場合がある。その場合、応募に関わる全ての経費は、実行委員会に請求できないものとする。

11 辞退

参加申込後に辞退する場合には、参加辞退届（様式5）を提出すること。

12 その他

(1) 企画提案等の応募に係る全ての経費は、参加申込者の負担とする。

(2) 実行委員会は、提出された関係書類等は返却しない。

(3) 実行委員会は、提出された関係書類等の機密保持には十分配慮する。

(4) 実行委員会は、提出された企画提案書等は当該審査以外に無断で使用しない。

- (5) 業務内容は、採択された企画提案の内容を基本とするが、実行委員会の指示のもと変更等を加える場合がある。

### 13 スケジュール

- |                  |                |
|------------------|----------------|
| (1) プロポーザルの公募開始  | 平成29年1月 4日 (水) |
| (2) 参加申込書の提出期限   | 平成29年1月16日 (月) |
| (3) 質問書の提出期限     | 平成29年1月20日 (金) |
| (4) 質問書の内容及び回答通知 | 平成29年1月24日 (火) |
| (5) 企画提案書の提出期限   | 平成29年1月31日 (火) |
| (6) 審査会の開会       | 平成29年2月上旬 (予定) |
| (7) 審査結果の通知発送    | 平成29年2月上旬 (予定) |
| (8) 契約手続         | 平成29年2月中旬 (予定) |

### 14 連絡先

山梨県消防長会 消防救助技術関東地区指導会実行委員会 事務局

(甲府地区広域行政事務組合消防本部 総務課内)

〒400-0856 山梨県甲府市伊勢三丁目8番23号

TEL : 055-222-1209 (直通)

FAX : 055-222-7583

メールアドレス : yama-kanto@kfd.or.jp